

# 同 行 援 護

## 基 本 方 針

同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障がい者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## サービスの概要

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行う。

## 人員・設備の概要

人員基準	従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 常勤換算方法で2.5以上。</li> <li><input type="checkbox"/> 次の①または②のいずれかを満たす者。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者含む。）</li> <li>②居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験を有する者 等</li> </ul> </li> </ul>
	サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 常勤の従業者であって、専ら指定同行援護の職務に従事する者。</li> <li><input type="checkbox"/> 次の①及び②のいずれにも該当又は③に該当する者。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護福祉士、実務者研修修了者等</li> <li>②同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程の修了者</li> <li>③国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる者</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 員数が次の①から③のいずれかに該当する数以上。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上</li> <li>②当該事業所の従業員の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上</li> <li>③利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上</li> </ul>             員数については、常勤換算方法によることができる。           </li> </ul>
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 専ら当該事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。</li> <li><input type="checkbox"/> ただし、指定同行援護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定同行援護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</li> </ul>



上記について、確認しました。

事業者名称 :

代表者名称 :